

## ECO 縁日 2016 と ごみ減量フェスティバル「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」 に参加しました。

2016年9月19日(月)花博記念公園で行われたなにわエコ会議主催のECO縁日と10月1日(土)大阪城公園で行われた大阪市主催の「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」に参加しました。OECAからはリユースを提言した1回50円と100円のくじ引きのお店で参加し、売上金は全額「日本赤十字社平成28年熊本地震災害義援金」に寄付しました。



ECO縁日の方は台風の影響で、一日順延となり、御存じなかった方も多かったことと天候にも恵まれなかったこともあり、ご参加いただいた方が少なかったので、「ガレージセール・イン・OSAKA TOWN」になにわエコ会議様のブースをお借りして参加させていただきました。お天気も良く、たくさんの方にご参加いただきました。そのおかげで、売り上げの合計全額¥19,000円を「日本赤十字社平成28年熊本地震災害義援金」に送ることが出来ました。たくさんの皆様にご協力いただき本当にありがとうございました。



第 KEQ-0535572 号

日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。  
日本赤十字社は義援金を全額100%  
被災地にお届けしています。

### 受領証

特定非営利活動法人 大阪環境カウンセラー協会 様  
大阪府大阪市西区西本町1-7-7 CE西本町ビル8F

¥ 19,000-

但 平成28年熊本地震災害義援金として

上記のとおり受領いたしました。

平成28年11月29日

日本赤十字社  
社長 近衛忠雄



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
Tel. 03-3438-1311

本受領証(再交付)の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。